

## 理 由 書

法務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

① 規則第2条第2号の適合を受けようとする場合の記載例です。

20××年○○月○○日

申請者 株式会社 X

代表取締役 ○○ ○○



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の下記の規定に該当することを関係資料を添えて説明します。

## 記

- 技能実習生を送り出す外国の公私の機関が、国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であること（規則第2条第2号）

当社（X社）は、A国のY社と蒸気タービンの定期検査及び保守に係る技術提携契約を締結しているが、Y社から技能実習生を受け入れて蒸気タービンの据付けの技能等を修得させるもの。

当社は今後数年間にわたってA国の発電所への蒸気タービン部品の納入を予定しており、Y社はそれに伴つて蒸気タービンの部品の取付け工事を行う。

Y社は発電設備の据付け等の技術力に乏しく、当社に職員を派遣して技能実習を行わせることにより、据付け工事を成功させることができればA国内での今後の据付け工事の受注において有利な実績となり、他方、当社はY社の職員に対して技能実習を行うことにより、不足する技術アドバイザーを確保できることから、事業上のメリットが見込まれる。

以上のとおり、当社とY社とは、密接な関係を有するものと考える。

- 申請者が、その相互間に密接な関係を有する複数の法人であること（規則第3条第2号）

●以下の書類を添付してください。

A 申請者と外国の公私の機関の外国にある事業所が国際的な業務上の提携等を行っていることを証する資料（取引先、提携先等が分かる資料）

a 信用状及び船荷証券（航空貨物運送状を含む。）の写し（外国の機関が取引關係にある企業である場合）

b 業務提携契約書の写し

B 外国の公私の機関の外国にある事業所の概要に関する資料

a 外国にある事業所が登記・登録されていることを証する公的な資料

b 外国にある事業所のパンフレット（事業内容、取引先、常勤の職員数などが分かるもの。）

C 外国の公私の機関の外国にある事業所が申請者に技能実習生を派遣する理由書（様式自由）

D 申請者が外国の公私の機関の外国にある事業所から技能実習生を受け入れる理由が記載された技能実習を行わせる理由書（参考様式第1-22号）

□ 申請者が、  
においても継  
のこと

(注意)

括弧内に各規定

## 理 由 書

② 規則第3条第2号の適合を受けようとする場合の記載例です。

20××年○○月○○日

法務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

申請者 株式会社 X  
代表取締役 ○○ ○○   
株式会社 Y  
代表取締役 ○○ ○○   
株式会社 Z  
代表取締役 ○○ ○○ 

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の下記の規定に該当することを関係資料を添えて説明します。

●以下の書類を添付してください。

- 技能実習生  
他の密接な関係

- A 当該複数の法人が事業上密接な関係を有することを証する資料(取引先・提携先等が分かる資料の写し、業務提携契約書の写し、会社パンフレットなど)  
B 複数の法人が申請者となって共同で技能実習生を受け入れることの理由書(様式自由)

- 申請者が、その相互間に密接な関係を有する複数の法人であること(規則第3条第2号)

X社(日本の自動車メーカー)は、資本関係のない複数のディーラー(Y社・Z社)との間で自動車の販売委託契約(販売後の点検、整備を含む。)を締結している。

X社は、これらの複数のディーラーと共同で、A国から自動車整備の技能等に係る技能実習生を受け入れて、自動車の基本構造をX社の製造工場で教えるとともに、ディーラーの下で自動車販売後の点検、整備に関する技能等を修得させるもの。

X社は、自動車の点検、整備を行う体制を有していないところ、国内ディーラーに自動車の点検、整備に従事する技能実習を行わせることで国内に自ら技能実習のための指導者を新たに確保する必要がなく技能実習を行うことが可能になり、また、技能実習によってA国内での自動車の整備、点検の技術が向上することによって自動車販売において顧客の確保につながり、他方、国内ディーラーにとってはX社との取引強化となることから、X社と国内ディーラーにとって事業上のメリットが見込まれる。

以上のとおり、X社・Y社・Z社は、その相互間に密接な関係を有する複数の法人であると考える。

- 申請者が、規則第16条第1項第2号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有することであること(規則第16条第1項第2号)

(注意)

括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。

## 理 由 書

法務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿

③ 規則第16条第1項第2号の適合を受けようとする場合の記載例です。

20××年〇〇月〇〇日

申請者 株式会社 Z

代表取締役 〇〇 〇〇



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の下記の規定に該当することを関係資料を添えて説明します。

## 記

- 技能実習生を送り出す外国の公私の機関が、国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であること(規則第2条第2号)

- 申請者が、  
●以下の書類を添付してください。  
A 過去に受け入れて帰国した技能実習生の現在の職務状況を明らかにする資料  
B 規則第16条第1項第2号の適用を受けて特例人数枠で技能実習生を受け入れることの理由書(様式自由)

- ☑ 申請者が、規則第16条第1項第2号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有すること(規則第16条第1項第2号)

当社は、平成〇〇年から技能実習生を受け入れており、その受け入れ実績数は〇〇名に及ぶ。

帰国した技能実習生は、添付した資料のとおり、〇〇の立場で後進を指導する等、技能実習の成果を発揮しているところである。

以上のとおり、当社は規則第16条第1項第2号で定める数の企業単独型技能実習生を受け入れた場合においても継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができる体制を有するものであると考える。

なお、当社は、技能実習生の受け入れにおいて過去〇年間改善命令を受けたことはない。

(注意)

括弧内に各規定に該当する理由を具体的に記載すること。